

平成31年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

【1】異分野にも目を向けることのできる幅広い視野と豊かな人間性の育成を目指し教養教育を充実させるため、平成25年度新カリキュラム導入の学修成果を検証し、アジアブリッジプログラム（ABP）や学部横断教育プログラム「地域創造学環」の中核となるアクティブ・ラーニング科目、フィールドワーク科目等の充実と合わせて、全学教育科目の科目メニューの多様化を行う。

- ・【1-1】 2020年度開始を目途とする全学教育の新カリキュラムを確定する。
アクティブ・ラーニングやフィールドワーク科目については、授業数を平成27年度比で70%増加させ、充実を図る。

【2】学生の国際交流の機会を拡大し教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを促進するため、ABPの推進を通して外国語教育、英語による授業等の充実を図るとともに、日本学術会議分野別「参照基準」等を活用した国際通用性のあるカリキュラム編成とそれに基づく海外大学等との単位互換等の教育面での国際交流を実施し、柔軟な学期区分等を設定する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-1】 国際交流機会の拡大と教育のグローバル化を進めるため、外国語教育及び英語による授業を充実させ、英語による授業科目数を増加させるとともに、学士課程における英語による短期プログラムを検討する。
また、国際連携推進機構に、各学部を担当する窓口教員として特任教員を配置し、単位互換等について検討する体制を整備する。
柔軟な学期区分の設定については、各学部での試みの実態を把握し、全学教育基盤機構会議を通じて他学部にも促進する。

【3】学問的動向や社会的ニーズを踏まえて専門分野ごとに人材養成像を明確にし、それぞれに適合した体系的な教育課程の編成を行う。

教員養成課程では、静岡県内の小学校教員占有率を30%以上とするため、「初等学習開発学専攻」を拠点とする小学校免許プログラムの充実、教員への適性・志向性重視の入試システムの構築等を行う。

- ・【3-1】 平成29年度から教育学部の一部で先行実施している「教職キャリア形成プログラム」を同学部全学年で実施することにより、引き続き静岡県内の小学校教員占有率を30%以上を目指す。
2021年度入試から、教員への適性・志向性を判断するために小論文・面接を導入するため、その準備を行うとともに、アドミッションポリシーを改訂する。

【4】地域課題解決型の全学横断教育プログラム「地域創造学環」を導入するなど地域の求める人材を育成するとともに、理工系イノベーション人材、グローバル人材等多様な人材育成に取り組むため、社会的ニーズに応える文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【4-1】 全学横断教育プログラムである「地域創造学環」のカリキュラムを完成させるとと

もに、地域づくり副専攻の制度設計や学内での位置づけを見直し、履修定員を50名から70名に増加させることにより、地域人材と文理融合型人材の養成を促進する。

また、(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおける地域のニーズを踏まえた単位互換授業の履修証明プログラム化を主体的に担い、完成させる。

理工系イノベーション人材養成に関しては、学部一貫コースの設置など工学系教育カリキュラムの改革案を引き続き検討するとともに、グローバル人材養成に関しては理学部の創造理学コースにおける海外研修などの学習機会の充実を図る。

【5】履修証明制度等を活用した短期プログラムや遠隔授業の導入等ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。

- ・【5-1】 オンライン教育推進室が中心となり、社会人が学びやすい環境整備としてオンライン教材の開発を開始し、平成30年度に実施した地域人材育成に対する社会的ニーズの調査結果を踏まえ、社会人向け履修証明プログラムの導入を検討する。

【6】カリキュラム全般の見直しの中で、学習意欲を育てる初年次教育を充実させるとともに、学生が主体的に将来設計を構築できるようなキャリアデザイン教育を行う。

- ・【6-1】 2020年度入学者からの初年次教育充実のため、数理データサイエンス科目の新規導入及び新入生セミナーにおける教育内容の充実に向けた準備を進める。
キャリアデザイン教育について、より体系的な教育課程とするため、実践・応用系の科目群の一つとして複数科目の配置を検討する。

【7】教育の質保証のため、教育成果の検証手法（ポートフォリオ、パフォーマンス評価等）及びGPA（グレード・ポイント・アベレージ）等を活用した学修過程と学修成果の可視化、学修時間の確保に取り組む。

- ・【7-1】 平成30年度に設置した全学内部質保証委員会が中心となり、各部局において同年度に策定した教育の質保証ガイドラインに基づき、教育の内部質保証システムを全面的に展開する。全学共通科目についても質保証ガイドラインの策定を終える。
また、同年度に各部局が作成したカリキュラムマップ及びIRデータを基に学修過程と成果の可視化を推進し、学修時間の現状を把握する。

【8】講義科目において、アクティブ・ラーニング、フィールドワークを取り入れた授業数を倍増するなど、その拡大・充実を図るとともに、ICTの積極的活用を進め、学生の主体的・能動的学習を促進する。

- ・【8-1】 アクティブ・ラーニング又はフィールドワークを取り入れた授業数を平成27年度比で70%増加させ、オンライン教育推進室が中心となりオンライン教材の開発を開始することで、学生の主体的・能動的学修を促進する。

<大学院課程>

【9】人材養成像を明確にし、専門分野及び専門分野を越えた融合領域に主専攻、副専攻制を導入しコースワークを中核とする体系的な教育課程の編成を行う。

- ・【9-1】 2020年度を目途とする大学院改革に向け、総合科学技術研究科等において、社会的ニーズに応えた専攻横断型のカリキュラム編成を検討する。
また、工学専攻と情報学専攻の共通プログラムである「産業イノベーション人材育成プログラム」の完成年度を迎えるため、その評価を行う。

【10】教育学研究科専門職学位課程教育実践高度化専攻（教職大学院）においては、修了生

の教員就職率を90%以上とするため、実習と省察を軸とした教育プログラムの充実に加え、学部卒大学院生が現職派遣大学院生等から組織的に学ぶ機会の拡充整備、教職支援室等による教職指導の徹底等、教職キャリアの支援を強化する。

教育学研究科修士課程学校教育研究専攻においては、修了生（現職教員を除く）の教員就職率を80%以上とするため、教職大学院プログラムとの一部融合を通して実践的指導力を育てるとともに、教育学部以外の学部出身者にも小学校教員への就職の道を開くため、「小学校教員免許取得プログラム」の充実に努める。さらに、指導力向上のため、教育委員会の「初任者研修」の一部を大学院で先取りすることを目指す学校現場体験（学校支援ボランティア、非常勤講師等）とその反省・分析に当たる実践検討会の拡充等を進める。

- ・【10-1】 2020年度からの教育学研究科修士レベルの教職大学院への全面移行に向けて、移行計画を着実に進め、新しい大学院入試を実施する。

また、初任者研修の一部を代替する「初任者研修協働実施プログラム」や、現職派遣教員の勤務校における改革支援を行う「学校等改善支援研究員システム」など、実践的指導力の育成を目指した取組を計画する。

小学校教員免許取得プログラムも、新教職大学院に継承できるようカリキュラムの検討を行う。

教員就職率は、教職大学院においては90%を、学校教育研究専攻においては70%を達成する。

【11】 「理工系人材育成戦略」を踏まえた広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できる能力を持った理工系イノベーション人材等の育成に取り組むため、文理融合を含む専門分野を越えた教育プログラムを整備する。

- ・【11-1】 社会的ニーズに応えた文理融合・横断型の理工系イノベーション人材育成を目指す以下の取組を進める。

博士課程では、光医工学研究科と創造科学技術大学院の一部において、修士ー博士一貫の教育プログラムの設置準備を進める。

修士課程では、総合科学技術研究科の工学・情報学専攻を横断して設置された産業イノベーション人材育成プログラムを評価し、2020年度に向けて改善を図る。

【12】 大学院教育の国際化を推進するため、英語のみによる学位取得可能な分野を充実・拡大するとともに、海外大学等との単位互換、国際共同教育プログラムの導入・拡大等に取り組むことを通じて、国際通用性のあるカリキュラムを整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【12-1】 総合科学技術研究科理学専攻、同農学専攻、人文社会科学研究科における英語対応科目の増大に向けた取組を行う。

また、ジョイントディグリープログラムについて、増大の可能性を検討する。

【13】 大学院再編に伴い、電子工学研究所やグリーン科学技術研究所等と連携し、先端的研究を担う博士人材の育成を強化する。また、学生支援センターを活用して、博士人材の多方面での活躍を支援する。

- ・【13-1】 総合科学技術研究科（修士）と、光医工学研究科・創造科学技術大学院（博士）における修士ー博士一貫の教育プログラムの導入準備を行う。

また、電子工学研究所やグリーン科学技術研究所に所属する教員の下での博士人材の指導を展開し、各研究所の有するリソースの活用を図る。

就職支援室における博士キャリア支援と国際連携推進機構による留学生就職促

進プログラムを活用しつつ、博士人材の多方面での活躍を支援する。

【14】 修士1年コース等の短期プログラムや遠隔授業の導入等ICTの活用により、社会人が学びやすい環境を整備する。

- ・ 【14-1】 農学専攻に置かれている「農業ビジネス起業人育成コース」の廃止計画に伴い、新たな社会人受入の方策を策定する。人文社会科学研究科における2020年度カリキュラム改革案の中で、社会人入学者増の対策を設ける。
また、設置済みの修士1年での早期修了制度や、修士論文に代わる課題研究の活用等を通じ、社会人が学びやすい環境整備対策を検討する。
ICT活用の社会人向けプログラムについては、全学的なオンライン教育整備の中で検討を進める。

【15】 教育の質保証に向け、多角的な評価方法による教育成果の検証とGPAを含む評価基準の活用等を通して、学修成果の可視化に取り組む。

- ・ 【15-1】 修士・博士すべての大学院段階における教育の質保証ガイドラインを作成し、ディプロマポリシーに沿った各授業科目の到達目標の明示とそれに至る学習成果の可視化を図るなどして、質保証の手法とシステムを構築する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【16】 全学教育基盤機構において、全学的な視点からの入試改革、教育課程の編成、入口から出口までの一貫した学生支援、教育のグローバル化に対応した教育環境づくり等の教育マネジメントを強化し、教学IR（インスティテューショナル・リサーチ）を通して基礎となるデータの収集、分析に取り組む。

- ・ 【16-1】 教養教育改革や、文理融合の教育プログラム開発、教育関連センターの設置、内部質保証システムの評価、IRデータに基づく教育改善等、全学的に重要な教育課題については、すべて全学教育基盤機構会議で検討を行うこととし、教育マネジメント機能を一層強化する。
就職支援や学生生活支援に関しては、人的・施設的な支援環境の整備を進め、入口から出口まで一貫した支援が可能となる体制を整備する。

【17】 国際連携推進機構において、ABPの取組の強化等、全学的な教育の国際化に取り組む。

- ・ 【17-1】 ABP学士プログラムにおける対象国拡大を受け、新規対象国からの受け入れ態勢を整備する。
ABP留学を含む全留学生を対象に、国内就職希望者向けの就職支援体制を確立し、留学生に特化したキャリア教育を含めた適切な支援を実施すると同時に、留学生の就職活動に資する中級及び上級の日本語授業を開講する。
国際連携推進機構の部門構成を再編し、入学から卒業までの一貫した留学生支援体制をシームレスに提供する体制を整備する。さらに、学部との連携体制を強化するとともに、各学部にも所属する留学生が抱えるニーズに適時かつ適切に対応するため、国際連携推進機構に各学部を担当する教員を配置する。

【18】 第2期中期目標期間に設けた教員所属組織と教育研究組織を分離した体制の下、学部等の教育研究組織に教員を柔軟に配置することにより、部局単位の縦割教育から、全学的・総合的な観点からの教育実施体制へと移行する。

- ・ 【18-1】 2020年度に予定されている学部・大学院教育改革に向けて、縦割教育を排した教員の柔軟な配置を進めることにより、部局横断型・文理融合型の教育プログラム

や、各種センターの設置・再編、教養教育改革などの案をまとめる。

【19】教育力の向上をめざし、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）を一体的な活動として位置づけ、教職協働で取り組む。

- ・【19-1】 教職協働を推進するため、教員のFD活動に事務職員も積極的に参加するなど一体化を図り、FD及びSDに関する研修会等への参加率90%以上を目指す。

【20】図書館の充実、学習環境のICT化等、教育効果を高める環境の整備充実を行う。また、ラーニングコモンズを活用したアクティブ・ラーニング等の学習支援を強化する。

- ・【20-1】 全学教育基盤機構、情報基盤機構、国際連携推進機構の連携の下、オンライン教育推進室を設置し、新しい教養科目である数理・データサイエンス科目のオンライン教材の開発を進め、オンライン教材開発に取り組む教員の数を増やすため、平成30年度に引き続き各種セミナーを実施する。
また、整備を完了した附属図書館浜松分館の活用実績をまとめる。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【21】多様な学生ニーズに対応する学習支援、生活及び課外活動支援を充実するため、学生相談体制の強化、授業料減免・奨学金制度の拡充、課外活動施設や学生寮の環境整備を行う。

- ・【21-1】 成績不振学生に対する相談体制の見直しを全学的に行い、学生相談室、障害学生支援室のスペース拡充を進める。
また、「高等教育無償化の制度」の対象大学に向けた組織体制、学内規則の整備等を行う。
学生のクラブ・サークル活動を支援するとともに、静岡地区の学生寮の建設に向け、教育寮としてのプログラム案や学生のニーズに沿った建築案を策定する。

【22】教職員による全学的な学生支援体制を充実するため、第2期中期目標期間に引き続き学部の学生相談員や学生担当職員に対するFD・SD研修を実施する。

- ・【22-1】 障害学生支援・学生相談・ハラスメントに関する全学的なFD・SD研修を開催し、教職員の意識啓発・情報共有を進める。
また、「学びの実態調査」の結果を受け、引き続き問題点の整理とその解決に取り組むとともに、調査項目の点検・評価を行い、必要な修正を進める。

【23】外国人留学生及び障がい学生へのニーズに対応するため、チューター制の継続、留学生の日本理解のための地域交流会の開催、構内のバリアフリー化の促進、ダイバーシティに対する意識向上を図る授業の開講、障がい学生への相談体制の見直し等を実施する。

- ・【23-1】 学内ワークスタディ制度による障害学生支援や留学生相談を実施するとともに、それらの検証を行う。平成30年度に作成した「チューターの手引き」を活用して、チューター説明会を実施する。
ダイバーシティへの理解向上を目指した授業を開講するとともに構内のバリアフリー化を検証する。また、留学生の日本理解を深める催しを地域の方々の参加も得て学内で実施する。

【24】学生の主体的な就職活動に向け、キャリア形成から就職までの一貫した支援を拡充するため、県内の大学及び企業等と連携したインターンシップ情報発信の仕組み等の就職支援体制を構築し、インターンシップ参加者数の増進を図る。

さらに、就職カウンセラーの相談体制の見直しや就職支援セミナーの開催等を実施する。

- ・【24-1】 学生のインターンシップ参加履歴と実際の就職先からインターンシップと就職の相関分析を行い、効果的なインターンシップ実施の方策を検討する。
また、インターンシップの質的保証を行うために、インターンシップの評価軸を設定し可視化を行う。
多様な時期・形態の就職支援セミナー、就職相談を企画・実施することにより、多様な学生に対応可能な就職支援体制を構築する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【25】 学士課程入試については、大学入学希望者学力評価テスト等の導入を踏まえ、個別学力試験において、アドミッション・ポリシーに基づくより多面的・総合的な評価基準を導入する。

また、新方式の入試導入に向け、全学入試センターにアドミッション・オフィス機能を加えるとともに、データに基づく入試方法、評価方法の改善に当たる専門人材を配置することによって、入試実施体制を強化する。

- ・【25-1】 全学入試センターにアドミッション・オフィス機能を持たせるため、新たに教員を1名配置し、2020年度から実施の多面的評価に基づく大学入試に関する情報収集と分析を行うとともに、2021年度入試実施のための準備を進める。
また、入試問題の内容と方法の検討及び配点や合否基準の検討など、具体的な事項についての検討を進め、それらについて全学教育基盤機構会議で基本方針を定める。

【26】 大学院課程入試については、アドミッション・ポリシーに基づきそれぞれの分野における専門的知識を問うと同時に、多様な学修歴の受験生に対応した入試を実施する。

- ・【26-1】 2020年度を目途とする大学院改革に伴い、入試内容・方法について決定し、可能なものから実施に移す。社会人入試やABP入試については実施方法について具体的な検討を行う。
また、これらの取組に伴い、アドミッションポリシーの見直しを行う。

【27】 秋季入学、社会人入試等の社会的ニーズに基づく特色ある入試を引き続き実施するとともに、拡大を図る。

- ・【27-1】 ABP秋期入学の学部入試における英語入試導入の可能性を引き続き検討するとともに、社会人入試の導入を、すべての研究科・専攻で促進するための入試改革案を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【28】 多様な知の蓄積を図るため、研究者個人の専門性に基づく自由な発想による基礎研究を推進し、研究成果の発信を拡大する。また、科研費申請支援件数を50件以上に拡大し、教員一人当たりの科研費採択数を引き上げる。

- ・【28-1】 科研費採択数を増加させるため、若手及び過去に科研費の獲得実績がありながら不採択となっている教職員を中心に50件以上の申請支援を行う。
また、研究成果や実績の発信を推進する。
研究戦略室において、研究力強化に向けた環境整備、研究に焦点をあてた本学教員の活動状況の把握や強み分野をより強化するための方策を決定する。
さらに、研究戦略室の下に置かれた研究力強化検討会議においては、本学の新たな

強みとなり得る分野の発掘に継続して取り組む。

【29】重点研究分野の国際的学術論文数を前期比10%及び国際共著論文比率を前期比20%増加させるなど、重点研究分野の連携による成果の創出や分野を超えた超領域研究による新領域の開拓に取り組む。また、超領域研究推進本部により定期的な研究成果発表会と国際シンポジウムを継続し、学内外の研究者交流を通して国際的に通用する研究人材を育成する。

重点研究分野:ICTをベースにしたリーディング3研究分野

○光応用・イメージング

○環境・エネルギーシステム

○グリーンバイオ科学

(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【29-1】 研究戦略室で、重点研究分野における競争的資金の獲得等の戦略を必要に応じ見直し、重点支援を行う。超領域研究推進本部において国際共同研究推進に資する支援を実施する。

また、同本部を中心に定期的に研究成果を発表するとともに、国際シンポジウムを継続し、研究者交流等により国際的な研究人材を育成する。大学及び部局等主催で行われている国際研究シンポジウム、研究成果発表会等の情報を共有する。

【30】社会、経済、教育、文化等に係る基礎的研究を基に、対人援助に資する社会関係資本の基盤強化、学術文化の向上や文化資源の保護・活用、産業振興等に係る課題解決型研究プロジェクトに取り組み、研究成果の発信を拡大する。

さらに、関連する課題解決型研究プロジェクトを推進するため国際的、包括的に議論する場を設ける。

- ・【30-1】 学生・教職員がともに参画する地域連携応援プロジェクト及び地域課題解決支援プロジェクトを継続的に支援する。

また、地域課題データベースの活用を図るとともに、地域連携応援プロジェクトの報告会の拡充、地域課題解決支援プロジェクトを周知・推進するためのフォーラムならびにシンポジウムを開催する。

【31】地域の光関連企業と大学等との共同による光創起イノベーション研究拠点では、光の波長・位相・強度について時空を超えて自由に操る革新的研究として、光時空間遠隔制御技術等の研究開発を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【31-1】 地域の大学や光関連企業等との共同により、革新的時空間イメージング技術の実用化に関する研究及び遠隔再現技術に関する研究を推進し、研究成果の発信を行う。

【32】地域課題と地域資源を生かした「地域防災」「山岳科学」等の特色ある自然、社会、文化に関する研究を組織的に実施し、その成果を地域に発信する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【32-1】 山岳域で顕著化する地球温暖化や豪雨、崩壊等に対処する山岳科学教育プログラムに基づく研究やセルロースナノファイバー(CNF)に関する研究を静岡県東部の富士工業技術支援センター内に設置した拠点を通じて推進し、その成果を発信するとともに、一定レベルの防災知識を備えた防災マイスター称号制度を市民に開放するため、市民開放授業として、科目の一部を開講する。

【33】リポジトリへの学術論文の登録を一層促進し、外国語併記等により国際発信を強化する。

また、産学連携、社会連携による研究シーズ集を発行する。

- ・【33-1】 教員への周知活動を継続し、本学リポジトリシステムへの登録を促進するとともにリポジトリサイトの英文化を図る。

また、産学連携研究シーズ集及び地域連携シーズ集の作成を継続して行う。産学連携研究シーズ集はネット環境に構築し、動画プレゼンを掲載することにより、より高度なマッチングを目指す。更にキャンパスフェスタin静岡及びテクノフェスタin浜松により、大学の研究成果の社会への広報を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【34】重点研究3分野を中心とした組織的研究を推進するため、研究戦略に関する会議やIR体制を整備し、研究IRを含む研究マネジメント機能を強化する。

- ・【34-1】 研究戦略室で研究戦略上必要な情報収集をIR室に、必要に応じ要請し、分析を行う。分析に基づき必要に応じ戦略を見直し、見直した戦略の実施を学内に要請し、各部局若しくは研究戦略室で実施する。

【35】重点研究3分野を中心に電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び創造科学技術大学院の連携による国際的プロジェクト研究を推進し、評価の高い学術論文執筆や国際研究組織への参画等、国際的に通用する優れた若手研究者を育成する。

- ・【35-1】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び創造科学技術大学院を中心に国際共同研究を推進すべく国際シンポジウム開催を支援する。超領域推進本部において国際共同研究推進に資する支援を実施する。

【36】高い研究能力を有する若手教員、女性教員及び外国人教員を確保し、研究者の多様性を高めるとともに、これらの教員を重点的に支援することにより、競争力のある研究推進体制を強化する。

- ・【36-1】 テニユアトラック制度及び卓越研究員制度を活用し、2名以上の多様な教員を採用し、メンターの配置や交流会の開催等による支援を行う。
また、外国人教員及び女性教員の採用を促進するためスタートアップ経費の支援を行う。

【37】電子工学研究所、グリーン科学技術研究所の担当教員、研究フェロー及び若手重点研究者等に対し、研究教育に集中させるため、役割分担を明確にする。また、研究力の高い研究者を常に確保するため、研究所の教員を戦略的に見直し、配置する。

- ・【37-1】 電子工学研究所、グリーン科学技術研究所においては、研究成果について、第3期中期目標期間前期との比較を行い、その変化を客観的に評価し、それぞれの研究戦略及び役割分担の見直しを継続し検討する。
また、両研究所人員配置に関しては、研究力の高い教員の重点的配置を引き続き行う。

【38】電子工学研究所では、ネットワーク型共同研究拠点として生体医歯工学の共同研究を推進する。

また、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所及び浜松キャンパス共同利用機器センターの設備の充実を行い、共同利用を拡大させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【38-1】 電子工学研究所においては、ネットワーク型共同研究拠点の優位性を基に共同研究を前年度より増加させる。共同利用ポリシーに基づきグリーン科学技術研究所及

び浜松キャンパス共同利用機器センターの共同利用機器の利用講習会を実施し、共同利用を促進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【39】 地方公共団体、金融機関等との包括連携協定に基づく事業を推進し、地域社会が抱える諸課題に取り組み、COC+事業（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）等を通して地域創生に向けてその成果を還元するとともに、大学の教育研究の活性化につなげる。

地域課題の解決支援に当たっては、企画・実施・評価の各段階において、静岡県及び地域自治体と協働し、地域貢献プロセスを組織化・体系化する。

- ・ 【39-1】 これまでの取組の中で構築されてきた地域貢献のための組織や人的ネットワークを活用し、地域社会との連携を強化しつつ、COC+事業最終年度の取組を着実に実施する。

また、企業との共同研究数の向上や新たな雇用の創出を図り、フィールドワーク教育への学生参加を促すとともに、地域連携・地域課題解決型プロジェクトへの学生・教職員の参画を拡充するなどして、地域に対する成果の還元を図る。

【40】 産業界との包括連携協定を積極的に活用し、企業等との共同研究、技術移転等を推進するとともに、イノベーション人材の育成を進める。

- ・ 【40-1】 産業界との包括連携協定を活用し、共同研究、技術移転、研究者招聘の着実な実施を図るとともに、産学連携活動を通して、イノベーション人材や企業における技術者教育を推進する。また、文部科学省「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」による、地域中小企業の振興に貢献する産学連携体制構築に向けた取組を実施する。

【41】 社会・産学連携に係る情報の発信を積極的に行うとともに、大学に対する地域の多様な要望等の把握・反映のための機能を強化し、COC+事業等を通して地域と大学の相互交流を拡充する。

- ・ 【41-1】 静岡COC+連携協議会を始めとしたCOC+事業を推進するための各種会議・委員会等を通して県内自治体・企業を含む地域からの多種多様な要望を把握し、実現に向け相互の協力体制のもとこれを反映させていく。その他、COC+事業の推進を通して生まれた地域諸団体等との連携を継続・拡充するとともに、課題解決への貢献を大学Webサイト等を通じ積極的に情報発信する。更に、地方自治体の総合計画等における本学教員の参画状況の調査を踏まえ協力関係を強化する。

【42】 地域社会の具体的な課題群を題材とした教育研究活動を拡充し、課題解決のための社会連携の取組を促進するとともに、学生及び地域住民を対象とした教育プログラムを構築する。

- ・ 【42-1】 ふじのくに地域・大学コンソーシアム等との連動を図り、学生のフィールドワークを中心とした単位互換授業「ふじのくに学」の整備を進めたり、地域づくり副専攻プログラムの充実を図るなどして、地域課題を題材とした学生への教育プログラムを展開する。

また、大学が中心となって企画・運営する「地域連携応援プロジェクト」や「地域課題解決支援プロジェクト」を実施する。

地域住民に対しては、公開講座の充実のための見直しや、地域づくりを担う人材育成プログラムの構想案をまとめる。

【43】第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【43-1】 ABP学士プログラムにおいて拡大した対象国からの留学生受入を開始するとともに、ABP副専攻の履修者増を図り、グローバル人材育成を強化する。また、産業界等と連携して「留学生就職促進プログラム」を推進し、留学生向けのインターンシップ及び就職の受入先を更に拡大する。特にABP学士第1期生及び第2期生の就職支援に努める。

【44】同窓会及び地域コミュニティとの連携を強化し、教育研究活動の成果を地域社会に発信し、地域住民の学び直しの機会を拡充する。また、同窓会や地域住民の知識を学生のキャリアディベロップメントや地域創生に活かす。

- ・【44-1】 大学と全学同窓会及び各学部同窓会の交流を強化するとともに大学の活動状況についての意見などから課題の発見と解決を図る。
また、開学70周年記念を含む公開講座、出張授業及び市民開放授業等の拡充を通して、地域住民の学び直しの機会を増やし、貢献することにより、地域との連携を強化・発展させる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【45】全学的な教育実施体制の下で、英語のみで修了できるコース等の増設や、国際共同教育プログラムなどの国際的な流動性を高める教育プログラムを導入するに当たり、プログラム調査・整備の支援や海外留学支援（派遣・受入）等、教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。

- ・【45-1】 修士課程ダブルディグリープログラムの増設を図る。また、留学生の受入拡大および日本人学生の海外派遣推進を目的に、学士課程における英語による短期プログラムの検討を開始する。
さらに、国際連携推進機構と部局留学生コーディネーターの連携による全学的な留学生の派遣及び受入れ体制の下で、単位が認定される派遣プログラムを増やすなどの単位認定制度を拡充させる。

【43再掲】第2期中期目標期間に引き続き、ABPの推進を通して、産業界と連携したグローバル人材教育システム（カリキュラム、インターンシップ、留学生の受入、学生の海外派遣等）を更に充実させ、アジアを中心とした企業の海外展開等を支える人材の育成に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【43再掲-1】 ABP学士プログラムにおいて拡大した対象国からの留学生受入を開始するとともに、ABP副専攻の履修者増を図り、グローバル人材育成を強化する。また、産業界等と連携して「留学生就職促進プログラム」を推進し、留学生向けのインターンシップ及び就職の受入先を更に拡大する。特にABP学士第1期生及び第2期生の就職支援に努める。

【46】学生の海外留学及び外国人留学生に対する情報提供、新たな奨学制度の導入や留学しやすい環境整備等、推進体制を整備・充実させ、年間の海外留学者数を500名に、外国人留学生を600名に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【46-1】 国際連携推進機構のWebサイト（日本語及び英語版）の改修に着手し、留学情報の

発信を強化する。

また、引き続き海外協定校を積極的に訪問して連携を深め、海外協定校との学生交流を活発化させるなど、留学生の派遣及び受け入れをさらに促進・強化する。

ABP特定基金による留学生の就学支援・日本人学生の海外研修の支援を実施するとともに、ビザコンサルティングサービスの拡大を図る。

【47】 海外交流協定大学等とともに形成している国際連携組織を中心に、国際教育研究プロジェクトを推進し、大学のグローバル化に活用する。

- ・ 【47-1】 東欧（ハンガリー：オブダ大学）及びアジアで開催するインターアカデミアの運営並びに本学からの参加を支援するとともに、各部局が行う国際教育研究プロジェクト（インド・アフリカなど）について、運営に関する支援及びJICA等の学外各種機関による支援の活用を図る。さらに、エラスムス・プラスプログラムの連携校の増加と内容の多様化を進め、ヨーロッパの協定校との教育交流をより強化する。

また、英語版ホームページを充実させるなどしてプロジェクトの効果的な情報発信を検討する。

【48】 グローバル化推進に向けた実施体制を強化するため、海外交流協定校を100校（機関）に増加させるとともに、海外事務所や海外同窓会を増設する。

- ・ 【48-1】 地域の海外関係機関と本学の海外事務所、海外での同窓会等との連携を強化して、国内外での共同での広報・情報発信を継続する。

海外交流協定校を100校まで拡大するとともにマレーシア工科大学内にブランチ研究室を設置し、両大学による開設記念講演会を行う。

【49】 キャンパス及び地域のグローバル化を推進するため、学生の居住環境の整備や学内外における異文化交流事業等を実施する。

- ・ 【49-1】 職員グローバル化研修をより充実させ、海外の協定校とのSDプログラム実施について検討を進める。

国際連携推進機構が中心となり、日本人学生、留学生及び地域の方々の交流や学び合いの機会を増やすことを目的とした「交流サロン」（仮称）を新たに学内で実施し、その企画・運営等に関わる学生に対してガイダンス等の学習の機会を提供する。

また、平成30年度に学生寮（静岡地区）の整備に関する検討委員会で検討された留学生混住型学生寮（静岡地区）での教育プログラムを策定し、留学生混住型学生寮（浜松地区）においてはレジデントアドバイザー（RA）等日本人学生の配置について検討する。

（2）附属学校園に関する目標を達成するための措置

【50】 附属学校園と大学・教育学部及び地域の教育界・産業界等との連携・協力を強化し、先導的・実験的な教育研究を通して、グローバル化、理数教育に対する地域のニーズに基づく人材養成に取り組む。

- ・ 【50-1】 附属学校園と地域の教育界との更なる連携強化を図り、「教員研修プログラム」の受講履歴を大学院での単位認定に結びつけるなどの改革案を検討する。

また、地域ニーズへの対応としては、浜松地区におけるトップガン教育システムの展開により、地域の理数教育推進と地域連携強化を図ると共に、島田地区では教員研修機能強化のために附属島田中学校と教育委員会との連携協定締結に向けた準備を行う。

【51】 附属学校園と大学・教育学部との連携の下で、教育実習及び実践的な教職科目の充実・強化に取り組み、より高い資質を備えた教員養成・研修に貢献する。

- ・ 【51-1】 教職への高い意欲を喚起する目的で設ける「教職キャリア形成プログラム」を、附属学校園との連携により本格実施する。
また、附属学校園における教育実習の在り方を、「教育実習等運営協議会」での議論のみならず、各附属学校園において検討し、実習の在り方を改善する。
教職大学院での実践的な教育科目については、附属学校園、特に静岡地区の附属を中心に強化する。

【52】 附属学校園と地域の教育委員会・学校園等との協力の下で、地域の教育のモデル校として、知識の活用、協調学習の推進等の今日的教育課題に対応した取組を行う。

- ・ 【52-1】 地域のモデル校としての機能見直しのため、毎年秋に行われている公開研究会の在り方を再検討すると共に、公開研究会以外の取組検討、各附属学校園が重点的に取り組む現代的教育課題明確化など、モデル校機能強化を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【53】 学長が指導力を発揮する体制を強化するため、客観的な情報を集約するIR機能を持つ部署を平成28年度に設置するとともに、学長補佐室とIR部署との連携の下、施策の企画・立案・提言等を提供できる仕組みを構築する。

- ・ 【53-1】 IR室と学長補佐室の連携体制の下、客観的データに基づいた大学の現状を学内外に発信するとともに、具体的な施策の企画・立案・提言等を行う。

【54】 第2期中期目標期間に大学の業務及び財産状況の調査権限等が強化された監事機能をより実質化するため、情報収集・分析にIR機能を活用する仕組みを整備するとともに、監事の監査結果を大学運営に反映させる仕組みを強化する。

- ・ 【54-1】 大学の業務等における監事機能を支援するために監査室とIR室との間で構築した連携により、IR機能を活用して監査に必要な情報収集・分析を行う。
また、毎年度の監査結果への対応方針を役員会で審議し、方針に基づく取組みを実施し、年度末に教育研究評議会及び経営協議会で報告する。

【55】 全学的な観点から教育研究をより迅速かつ効果的に進める体制を強化するため、教員所属組織と教育研究組織の分離及び全学人事管理委員会の体制の下、教育研究組織の見直し等に対応した全学的・組織的人事を進めるとともに、各教育研究組織への効率的な教員配置を実施する。

- ・ 【55-1】 学術院、全学教育基盤機構、研究戦略室及び全学人事管理委員会の体制の下、全学的・組織的人事を継続する。

【56】 大学のグローバル化を一層進めるため、外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の比率を全教員の13%まで拡大する。また、第2期中期目標期間に引き続き、テニュアトラック制度を活用し、若手研究者を育成するとともに、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を16.7%となるよう促進する。

- ・ 【56-1】 外国人教員及び外国の大学等の学位を取得した教員の教員比率13%（第3期目標）に向けて、クロスアポイントメント制度を積極的に活用し、海外研究機関からの教員採用を計画的に進める。

また、テニュアトラック制度の見直しを行い、テニュアトラック教員の採用を進めるとともに若手教員の雇用を促進する。

【57】 教員養成課程においては、学校現場で指導経験のある教員比率を40%とするため、一部の教員採用公募条件に学校現場における指導経験を付加し、教員人事においては教育上の業績の評価基準等の見直しを行う。

- ・ 【57-1】 教員養成課程における「学校現場で指導経験のある教員」比率40%の達成計画につき、附属学校園長らの指導的な関与の拡充・評価や、全面化される教職大学院を担う実務経験ある人材を優先した採用・交流人事などを通し、実行を加速させる。人事評価基準においても現場経験や実践性を一層重視し、人材活用の実質化を図る。

【58】 優秀な教員の人材確保の手段として年俸制等を活用し、運用状況の検証等を通して年俸制教員比率10%を維持する。

- ・ 【58-1】 年俸制適用教員比率10%を達成するため、教員の採用は年俸制により行うこととし、適用比率を向上させるとともに、新年俸制の導入に向け検討を行う。
また、クロスアポイントメント制度に関する周知を行い、制度の利用を促す。

【59】 第2期中期目標期間における教職員の個人業務評価の在り方を検証し、教員所属組織と教育研究組織を分離した体制及び年俸制を導入した体制に対応した改善を行う。

- ・ 【59-1】 学術院体制における個人業務評価及び年俸制における教員評価の検証・改善を継続する。
また、業績給としての勤勉手当への評価等の反映方法について改善を進める。

【60】 女性教員採用加速システム（人件費支援等）を活用して女性教員比率16%以上とする。

また、役員は1名以上、管理職は13%以上の女性を登用する。

- ・ 【60-1】 全学人事管理委員会において女性限定や女性優先人事を検討する。
また、女性教員比率向上を目的としたダイバーシティレポートの評価と制度化を検討する。
女性管理職育成に向け、現状把握と併せ課題を検証するとともに、管理職や女性教職員を対象に、意識改革を目的とした研修を実施する。

【61】 男女共同参画憲章に基づく行動計画により、セミナー、シンポジウム、研修、ホームページの充実やニュースレター発行等を通し、第2期中期目標期間に引き続き啓発を行う。

- ・ 【61-1】 連携機関と構築した協働体制を継続し、情報共有や意見交換を行うとともに、HPを充実させる。
また、Webによる研修プログラムの実施や情報収集・発信機能を強化する。
Sexual Orientation and Gender Identity (SOGI) についての理解を深めるためのセミナーを開催する。
女性教員の上位職登用と研究力向上を目的として、論文執筆研修、科研費獲得研修を企画・実施する。

【62】 支援的職場環境を醸成するため、各種制度の充実に取り組むとともに、性別に関わりなく支援制度の利用を拡大する。

- ・ 【62-1】 ダイバーシティ理解に向けての意識啓発及びオンデマンド支援の充実と環境整備

を推進し、労働環境を改善する対策としてワークライフバランス支援を推進し、各種支援制度等について引き続き周知・利用を促進させる。

また、男性の育休取得率の向上を目指すとともに、看護、介護休暇制度について認知度を上げる取り組みを実施する。

静岡・浜松両キャンパスにおけるワークライフバランスの課題に応じた環境整備を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【63】第3期中期目標期間前半を目途に、広い視野から物事を俯瞰する能力や国際的な舞台で活躍できるグローバル化対応能力を持った人材や、幅広い見識と実践力を持ち地域における課題解決に貢献できる人材を育成するため、学士課程－修士課程－博士課程の接続性を踏まえた、人文社会系・教員養成系を含む大学院教育の見直し・改編を行う。

- ・【63-1】 学士課程-修士課程の接続について、平成28年度学部改組を踏まえた修士課程のコース等の改編案の策定を行うとともに、修士課程において博士課程に接続する教育プログラム案を確定する。

また、教員養成系修士課程の教員養成機能を移行させた新教職大学院の2020年度設置に向けて、設置手続を行うほか必要な準備を進める。

【64】社会の人材育成のニーズに応えるため、学士課程の再編成（教育学部新課程の廃止及び情報学部、農学部における新学科設置・学科再編、学部横断教育プログラム「地域創造学環」学生募集開始等）やカリキュラムの再構築を行い、体系的な教育体制を確立する。

さらに、社会的必要性に対する不断の検証を行い、定員規模等の見直しを含めた組織改革に取り組む。

- ・【64-1】 第4期中期目標期間中における定員規模等の見直しを含めた教育組織の見直し等について、検討を行う。

【65】単独での募集を停止した法科大学院については、在学生に対する万全の教育・支援体制を維持するとともに、地域における法曹養成や法務関連のニーズを踏まえ、これまで培ってきた教育研究機能を活かした新たな教育研究拠点の設置等を行う。

- ・【65-1】 法科大学院教員の一部を地域法実務実践センター所属に変更して体制を強化し、同センター教員が全学教育科目及び人文社会科学部法学科専門科目等を担当するとともに、国際連携推進機構と連携し、留学生に対する日本法教育を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【66】新たな教育研究組織の見直し及び経営力強化、地域連携、学生支援等に係る諸要請に対応するため、業務量や業務内容等に適した職員を配置するなど、効率的な体制を整備する。

- ・【66-1】 事務組織の見直し・業務改善等検討専門部会において取りまとめた報告書に基づき、業務の一元化・効率化策について順次実施する。また、国際交流業務に係る事務組織の見直しや事務組織の集約化について検討を行う。

【67】複雑化・高度化・グローバル化する業務の遂行に対応できる人材を確保・育成するため、職員の採用方法、処遇の検討及び職員研修を充実するなど、人事システムの見直しを行う。

- ・【67-1】 事務職員の人事方針に関し実施状況や課題について、点検を実施する。

また、職員研修については、同人事方針に基づき研修計画を策定、実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【68】 寄附金、施設貸付料等をはじめとする自己収入確保のためのアクションプランを策定・実施する。

- ・ 【68-1】 寄附金や施設貸付料をはじめとする自己収入確保のための具体的なアクションプランを順次実施する。

また、これまでの結果について検証し、実効性を高めるためにプランの改正を行う。

【69】 第2期中期目標期間に引き続き、科研費をはじめとする競争的研究資金の継続的な獲得に向けて、競争的資金獲得支援、科研費申請支援を実施する。

- ・ 【69-1】 科研費獲得のセミナー、サポート等を継続して実施し、採択増につなげるとともに、各種競争的資金や研究支援に関する情報収集と広報、申請のためのサポートを継続する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【70】 第2期中期目標期間に引き続き、経費の抑制意識の向上を図るため、財務状況及び執行状況を部局等へ情報提供するとともに、財務運営に関するファイナンシャルプランを策定し、経費の抑制、経営資源の有効活用を進める。

- ・ 【70-1】 策定したファイナンシャルプランに基づき、2020年度の予算編成を実施する。また、予算の執行状況等を検証の上、必要に応じて見直しを行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【71】 保有資産について、有効活用を推進するため、毎年度利用計画を策定し、利用状況を検証する。

- ・ 【71-1】 現有資産の必要性や不用資産の再利用の可能性を検討の上、具体的な利活用計画を更新する。

また、学内における各資産の利活用状況や、学外者との設備の共同利用の状況を検証し、必要に応じて改善を図る。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【72】 教育研究、社会連携、大学運営に関するデータを集約するIR機能を持った部署を平成28年度に設置し、各種評価のためのデータ収集・蓄積・分析の効率化を図る。

- ・ 【72-1】 2020年度の4年目終了時評価の受審に伴う教育研究に係る実績報告書作成に向けて、評価会議とIR室の連携の下、必要なデータの収集・分析等を行う。

【73】 第2期中期目標期間の評価システムの検証・改善を行い、第3期中期目標期間の自己点検・評価及び外部評価の計画に基づき実施する。

- ・ 【73-1】 評価スケジュールで予定されている国立大学法人評価を受審する。

また、2020年度の4年目終了時評価の受審に伴う教育研究に係る実績報告書作成のための学内説明会を実施し、実績報告書作成に着手する。

【74】 教育研究等の諸活動に関する自己点検・評価及び第三者による評価結果を分析し、改善措置を講ずるとともに、評価結果、改善計画、改善状況を大学Webサイト等を活用して公開する。

- ・ 【74-1】 平成30年度に受審した国立大学法人評価、組織評価及び学生等評価の結果及び平成31年度に受審する国立大学法人評価の結果の分析を行い、要改善事項があれば措置を講ずる。

また、評価結果等について随時大学Webサイトで公開するとともに、公開状況等の検証・改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【75】 情報発信において、常に広報戦略を見直し、大学Webサイトの充実を図るとともに、動画共有サービスを含めたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用及び地域マスメディアによる大学の教育研究活動の発信等、総合的かつ時宜を捉えた多角的な広報活動を行う。

- ・ 【75-1】 大学Webサイトにおいて、研究フェローの研究者紹介動画を作成するとともに、地元メディアを活用して、若手重点研究者の研究内容等を積極的に紹介する。

また、マスコミに向けて教員の教育研究活動や研究成果を発信する。

本学の教育研究活動の成果等を学内外に発信するため、静大フェスタ（キャンパスフェスタin静岡及びテクノフェスタin浜松）を開催する。

【76】 大学ポートレートや大学Webサイト等を通して教育研究等の情報を恒常的に発信し、社会とステークホルダーに対する説明責任を積極的に果たす。

- ・ 【76-1】 大学ポートレートや大学Webサイトにおける教育・研究の取組、教員データベース及び学術データベース等の教育・研究情報について、適宜、最新のデータに更新する。

【77】 大学Webサイトにおいて在学生、卒業生、同窓会及び国際化を意識したコンテンツを充実させるとともに、日本語、英語、スマートフォン対応等のサイトに適した情報を分かりやすく提供する。

- ・ 【77-1】 大学Webサイトにおいて、コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を活用し、学部等のニュースやイベント情報を積極的に発信する。

また、スマートフォン版を含む公式Webサイトについて見直しを行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【78】 資産の有効活用を実施し、施設マネジメントを行う中で、大学の目標や戦略を踏まえた施設整備計画、維持保全計画・修繕計画を定めた「キャンパスマスタープラン」に基づき、学生支援・バリアフリー対策・老朽対策・屋外環境整備・省エネルギー及び基幹整備等を行う。

- ・ 【78-1】 「キャンパスマスタープラン2016-2021」の記載に沿って当該年度の施設整備と既存施設スペースの有効活用を着実に実施するとともに、「学生の主体的・能動的学習の促進」に連動する整備として、自学自習エリア等の更なる確保に努める。

また、「グリーンキャンパス構築指針・行動計画2016-2021」記載の行動計画を実行するとともに、エネルギー使用量の削減効果の検証結果に伴う、建物照明の省エネルギー化として延べ面積2,000㎡以上のLED化整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【79】 様々なリスクや危機に対する点検を行い、情報共有の充実を図るとともに、予防のための事前周知や発生した場合の対策の構築等、取組を強化する。

- ・ 【79-1】 各部局においては、平成30年度及び平成31年度前期に発生した危機事象を点検し、危機管理委員会に報告する。
また、全学一斉地震防災訓練を実施するほか、担当部局は、自然災害、情報セキュリティ及び感染症等の各種リスクに関する情報提供を積極的に行い、リスクの低減を図る。危機が発生した場合においては、静岡大学危機管理ガイドラインに基づき、適正に対処する。

【80】 各種リスクに対し構築済みの危機管理体制並びに事象発生時に取った対応と再発防止対策について、全学的な視点から検証し改善を促す仕組みを強化する。

- ・ 【80-1】 危機管理委員会において、平成30年度に本学で発生した危機事象への対応状況を検証し、所要の改善を図る。
また、これまで年1回行っていた検証を半年ごとに行い、平成31年度前期に発生した危機事象についても検証し、速やかな改善を図る。

【81】 現在運用している薬品管理システムを有効に活用し、化学物質の安全管理や化学物質取扱者の健康管理に活かすとともに、高圧ガスボンベの登録管理を行うなど、安全管理体制の整備を行う。

- ・ 【81-1】 現行の薬品管理システムの利用頻度と問題点を抽出し、システムの維持のための経費節減策を検討する。
また、平成30年までの化学薬品の蓄積データに基づく安全管理を維持する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【82】 研究費の不正使用を防止するため、教職員及び競争的資金等の運営・管理に関わる学生に、研修会の実施、諸規則の周知を図るとともに、会計監査を行う。

- ・ 【82-1】 研究費の不正使用防止のため、コンプライアンス教育をはじめとする学内研修を実施するとともに、平成31年度研究費不正防止計画を実施し、併せて会計監査を行う。

【83】 研究における不正行為を防止するため、教職員及び学生に対し、研究倫理に関するWeb研修等を実施する。

- ・ 【83-1】 教職員・学生を対象として、研究の不正防止を目的とした研究倫理に関するWeb研修等を実施する。

【84】 不正アクセス等に対応する情報セキュリティ対策を引き続き実施するとともに、Web研修、セミナーの開催等、情報セキュリティに関する教育等を行う。

- また、保有個人情報を取り扱う業務に従事する者に対する教育研修を実施し、個人情報の保護に関する取組を強化する。
・ 【84-1】 情報セキュリティの意識向上と防御力向上を図るためのセミナーに加えて、グローバルIP (GIP) 運用のサーバや情報機器への脆弱性診断を行い、サーバ運用管理者へのサーバ管理セミナーを実施する。
異常通信ログを部局担当者へ自動通知する仕組みや、頻出する異常通信ログを学内WEBで情報共有することにより、全学組織的な危機管理意識とインシデント対応力の向上を図る。
また、個人情報の保護に関する管理を強化するため、業務従事者等を対象に教育研修を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2,352,933千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

農学部附属地域フィールド科学教育研究センター

藤枝フィールドの土地の一部（静岡県藤枝市仮宿63 40,775.09㎡）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
【施設】 (城北) 総合研究棟Ⅰ (工学系) (城北) 総合研究棟Ⅱ (工学系) (大谷) 総合研究棟改修 (理学系) (大岩) 校舎改修 (大谷) ライフライン再生 (給排水設備) (大谷) ライフライン再生 (電気設備) (大谷) 基幹・環境整備 (安全対策) 小規模改修	総額 1,990	施設整備費補助金 (1,951) (独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (39)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成29年度以降は平成28年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授

与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○ 教員人事について

(1) 雇用方針

- ① 公募制を基本とし、かつ、任期制の活用により、教育・研究等の遂行にふさわしい人材を雇用する。
- ② 女性教員の採用を推進し、教員における女性の比率を高める。

(2) 人材育成方針

- ① 若手研究者を育成するため、テニュアトラック制度を活用する。
- ② 教員の教育力を向上させるため、FD/SD活動を推進する。
- ③ 行動規範に基づく健全かつ適正な教育・研究を遂行するための研修会等を実施し、モラルの向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 教員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。

○ 事務系職員について

(1) 雇用方針

- ① 東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とするが、専門性の高い職種等については、大学独自の柔軟な採用を行う。

(2) 人材育成方針

- ① SD活動等を通じ、職員の専門的能力や総合的能力の向上に努める。
- ② 職務内容に応じ、柔軟な在任期間を設定することで職員の総合的能力や専門的能力の向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 職員の人事評価を処遇に反映するシステムを充実・整備する。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 1,123人

また、任期付職員数の見込みを 25人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 11,799百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,288
施設整備費補助金	1,951
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	281
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	39
自己収入	5,736
授業料、入学金及び検定料収入	5,488
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	248
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,634
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	22
出資金	0
計	18,951
支出	
業務費	15,046
教育研究経費	15,046
診療経費	0
施設整備費	1,990
船舶建造費	0
補助金等	281
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,634
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	18,951

[人件費の見積り]

期間中総額 11,799 百万円を支出する(退職手当は除く)。

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 9,288 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 0 百万円。

※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額 1,619 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 332 百万円。

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 1,562 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 72 百万円。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	19,101
經常費用	19,101
業務費	17,055
教育研究経費	3,571
診療経費	0
受託研究費等	1,183
役員人件費	94
教員人件費	8,895
職員人件費	3,312
一般管理費	520
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,526
臨時損失	0
収益の部	19,101
經常収益	19,101
運営費交付金収益	9,225
授業料収益	5,085
入学金収益	751
検定料収益	158
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,315
補助金等収益	236
寄附金収益	264
施設費収益	425
財務収益	0
雑益	248
資産見返運営費交付金等戻入	559
資産見返補助金等戻入	123
資産見返寄附金戻入	31
資産見返物品受贈額戻入	681
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,951
業務活動による支出	17,045
投資活動による支出	1,906
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	18,951
業務活動による収入	16,938
運営費交付金による収入	9,288
授業料、入学料金及び検定料による収入	5,488
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,314
補助金等収入	281
寄附金収入	319
その他の収入	248
投資活動による収入	1,991
施設費による収入	1,991
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	22

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

(別表)

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数
学 部

学部名	学科(課程)	学生収容定員	備 考
人文社会科学部	(昼間コース)		
	社会学科	280	
	言語文化学科	300	
	法学科	364	3年次編入学収容定員4名を含む
	経済学科	620	
	小計	1,564	
	(夜間主コース)		
	法学科	126	3年次編入学収容定員6名を含む
	経済学科	120	
	計	1,810	
教育学部	学校教育教員養成課程	1,200	うち教員養成に係る定員1,200人
	計	1,200	
情報学部	情報科学科	400	
	行動情報学科	280	
	情報社会学科	300	
	計	980	
理学部	数学科	152	
	物理学科	192	
	化学科	208	
	生物科学科	208	
	地球科学科	200	
	計	960	
工学部	機械工学科	672	
	電気電子工学科	440	
	電子物質科学科	440	
	化学バイオ工学科	448	
	数理システム工学科	200	
	計	2,200	
農学部	生物資源科学科	474	
	応用生命科学科	286	
	計	770	3年次編入学収容定員20名を含む

大学院

研究科名	専攻等	学生収容定員	内 訳	備 考
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻	22	うち修士課程 22 人	
	比較地域文化専攻	20	うち修士課程 20 人	
	経済専攻	30	うち修士課程 30 人	
	計	72	うち修士課程 72 人	
教育学研究科	学校教育研究専攻	104	うち修士課程 104 人	
	共同教科開発学専攻	12	うち博士課程 12 人	
	計	116	うち修士課程 104 人 うち博士課程 12 人	
総合科学技術 研究科	情報学専攻	120	うち修士課程 120 人	
	理学専攻	140	うち修士課程 140 人	
	工学専攻	524	うち修士課程 524 人	
	農学専攻	174	うち修士課程 174 人	
	計	958	うち修士課程 958 人	
光医工学研究科	光医工学共同専攻	10	うち博士課程 10 人	
	計	10	うち博士課程 10 人	
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	33	うち博士課程 33 人	
	光・ナノ物質機能専攻	30	うち博士課程 30 人	
	情報科学専攻	32	うち博士課程 32 人	
	環境・エネルギーシステム専攻	21	うち博士課程 21 人	
	バイオサイエンス専攻	24	うち博士課程 24 人	
	計	140	うち博士課程 140 人	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	40	うち専門職学位課程 40 人	
	計	40	うち専門職学位課程 40 人	

附属学校

区 分	収容定員	学級数	備 考
教育学部附属静岡小学校	630	18	35 人学級
教育学部附属浜松小学校	420	12	35 人学級
教育学部附属静岡中学校	448	12	平成 30 年度改訂
教育学部附属浜松中学校	336	9	1, 2 年生 36 人学級
教育学部附属島田中学校	336	9	3 年生 40 人学級
教育学部附属幼稚園	2 年保育	100	
	3 年保育	60	
	計	160	3 歳 1、4 歳 2、5 歳 2=5
教育学部附属特別支援学校	高等部(本科)	24	3
	中学部	18	3
	小学部	18	3
	計	60	9